

業務の運営に関する規程

株式会社ナイモノ
代表取締役 霜田孝太

第1 求職

1. 当社は、日本国内、全職種に関して、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、本人が直接来社されて、所定の求職票によりお申込みください。直接来社できないときは、事前に、電話、電子メール、LINEにてお問い合わせください。

第2 紹介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
2. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法による明示を行います。
3. 求職の方を求人者に紹介する場合には、求職者に求人者の詳細を案内いたします。
4. いったん求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
5. 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は事業所閉鎖の行われている求人者に、紹介を一時中断いたします。

第3 その他

1. 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 雇用関係が成立しましたら、当社に対して、その報告をして下さい。また、雇用関係が終了したとき及び紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をしてください。
3. 当社は、求職者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4. 当社は、求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
5. 当社の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。本書の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者に詳しくおだずね下さい。
6. 当社の取扱い業務の範囲は、全職種、日本国内です。